

令和4年度 第1回宮崎市障がい者施策推進協議会

令和4年8月29日（月）10:00～12:00

オンライン会議

会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 福祉部長あいさつ
- 4 会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 資料確認
- 7 会議録署名人指名
- 8 議事
 - (1) 第4期 宮崎市障がい者計画について
 - ・ 第4期 宮崎市障がい者計画の策定について 資料1
 - ・ 現計画の成果指標 資料2
 - ・ 現計画の取組の評価 資料3
 - ・ 現計画の評価総括 資料4
 - ・ アンケート調査報告書（概要版） 資料5
 - ・ 骨子案 資料6
 - (2) 重度障がい者介護金支給事業について 資料7
- 9 その他
- 10 閉会

宮崎市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、宮崎市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の設置及び権限)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。